

防府市スポーツ少年団顕彰規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、防府市スポーツ少年団・その指導者及び育成者で、その活動が功績顕著と認められ他の規範として振興発展に寄与した団体・個人の顕彰について必要な事項を定める。

(顕彰の形式)

第2条 顕彰は、防府市スポーツ少年団本部長名をもって行い、表彰状及び感謝状とする。

(顕彰の基準)

第3条 この顕彰は、次の各号に該当する者に行う。

- (1) 永年にわたりスポーツ少年団の発展に貢献し、他の範となる単位スポーツ少年団を顕彰する。
- (2) 永年にわたりスポーツ少年団の指導・育成に貢献し、特に顕著な功績のある登録指導者で認定資格を有する者を表彰する。
- (3) 永年にわたりスポーツ少年団の指導・育成に貢献し、特に顕著な功績のあった退任者に対し、感謝状を贈呈する。
- (4) その他、顕著な功績があるとして、防府市スポーツ少年団本部長が特に認めた者及び団体を顕彰する。

(顕彰者の推薦)

第4条 候補者の推薦は、別に定める様式により単位スポーツ少年団が所定の期日までに防府市スポーツ少年団本部長宛行う。ただし、第3条第4号については、防府市スポーツ少年団理事会の推挙による。

(表彰者の決定)

第5条 表彰者の決定は、防府市スポーツ少年団理事会にて行う。ただし、第3条第3号については、防府市スポーツ少年団本部長が専決することができる。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、毎年度当初に開催する防府市スポーツ少年団総会において行う。

(追 賞)

第7条 この規程により表彰される者が、表彰前に死亡したときは、死亡後であっても表彰する。

(表彰の取り消し)

第8条 この規程により顕彰を受けた者でその体面を汚辱する行為があったときは、顕彰を取り消すことができる。

(規程の変更)

第9条 本規程の改正は、防府市スポーツ少年団理事会の承認を得て変更することができる。

(そ の 他)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1. この規程は、平成3年4月1日から施行する。